この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \			[1/2]
令和 年 月 日	申	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所 の所在地	- 208 - 0753)
	⇒ -t:	(フリガナ) (〒733 - 0032) 広島市西区東観音町13-1	
	請	(電話番号 082	<u> </u>
	者	(フリガナ) イトウ シゲツゲ (法人の場合) 代表者氏名 伊藤 重次	
広島西 税務署長殿		法 人 番 号 4 2 4 0 0 0 0 1 0 1	
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団 なお、上記1及び2のほ	下 引等を ほか、	事項 (● 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに と除く。) にあっては、本店又は主たる事務所の所在地 登録番号及び登録年月日が公表されます。 ご公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なるま	
(平成28年法律第15月 ※ 当該申請書は、	를) : 所	求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定 导税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第 日以前に提出するものです。	により申請します。
		期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)ま和5年10月1日に登録されます。	でにこの申請書を提出
事 業 者 区	分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□に ☑ 課税事業者 □ 免税事業 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認くださ	ぎ者 áする場合には、次葉「免税
令和5年3月31日(特定期 判定により課税事業者とな 合は令和5年6月30日)ま この申請書を提出することが なかったことにつき困難な がある場合は、その困難な	るでで事 情		
税 理 士 署	名	税理士法人 長谷川会計 税理士 (電話番号 082	- 272 - 5868)
※ 整理税 番号務		部門 番号 申請年月日 年 月 日 年 年	月日認
署 人 力 処 理 理	年	月 日 番号 確認 □ 済 確認 □ 未済 □	知カード・運転免許証

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

														称		会社	: 和]			,		
	Ē	該当っ	する事	業者	行の区	分に	応じ、		ニレド	印を作	すし	記載	して・	くださ	٠ ١ م								
免税	(平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の角除の規定の適用を受けないこととなります。																						
事		個	人		番	号														_		_	
業		事業			日										法人	事	業	年	度	自		1	日
者		内			は ii (法)					年		月	E	∃	のみ記載				金	至			円
の		容等	事	業	内	 容											-/1		312.				1,
確											令和:	5年10				初 6年3	月 31日						
認												₹和		年		月		日					
登録要	□												ヽえ										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。													1	はい		いい	え					
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して													・え									
参																							
考																							
事																							
項																							